

別表 1（第 3 条関係）

対策会議の構成（主管の副市長、消防長を除く。）

部署名	所管業務
総務部	庁内の調整に関する業務
危機管理部	防災及び防犯に関する業務
情報戦略局	財政及び埋蔵文化財に関する業務
環境生活部	環境保全及びごみ施策に関する業務
産業観光部	農林水産に関する業務
都市整備部	土木施設、都市計画及び交通施策に関する業務
上下水道部	上下水道事業に関する業務
教育委員会事務局	学校に関する業務

事前協議会の構成

部署名	所管業務
都市計画課	都市計画及び開発許可等に関する業務
維持課	土木施設の維持管理に関する業務
基盤整備課	都市計画施設及び土木施設の整備に関する業務
農林水産課	農林水産施設及び農林水産団体との調整に関する業務
消防課	消防水利に関する業務
上水道課	上水道事業に関する業務
環境課	環境保全及び浄化槽の普及に関する業務
ごみ減量課	ごみ集積場及び資源ステーションに関する業務
農業委員会事務局	農地転用許可に関する業務
文化政策課	埋蔵文化財の調査保護に関する業務
下水道施設管理課	下水道事業に関する業務
学校教育課	通学路及び学校との調整に関する業務

※道路位置指定申請にかかる事前協議の場合は、都市計画課、維持課、上水道課及び下水道施設管理課とすることができる。

※都市計画区域外における事前協議の場合は、下水道施設管理課を省略することができる。

別表 2（第 4 条関係）

伊勢市土地開発事業予備協議申出書添付図書

	図書の名称	縮尺の目安	備考
1	位置図	1/2500	・開発区域の境界を赤線で明記する。 ・放流経路を青線で明記する。 ・消防水利の位置及び包含円を明記する。
2	委任状		
3	公図の写し		・開発区域の境界を赤線で明記する。 ・開発区域内及びその隣接地の土地所有者及び地目を記入する。
4	概略平面図	1/500	・開発区域の境界を赤線で明記する。 ・開発区域の接する道路の幅員及び建築基準法上の種別（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号に該当するときは、道路の名称）を記入する。
5	現況写真		・開発区域の境界を赤線で明記する。 ・開発区域の状況が確認できるもので、2 方向以上から撮影する。 ・位置図又は平面図に撮影方向を記入する。

別表 3（第 5 条関係）

伊勢市土地開発事業事前協議申出書添付図書

	図書の名称
都市計画課	設計説明書、位置図、委任状、公図の写し、現況写真、現況図、土地利用計画平面図、造成計画平面図、造成計画縦断図、造成計画横断図、給水計画平面図、排水計画平面図、排水施設縦断図、調整池計画平面図、調整池断面図、公園計画平面図、道路縦断図、道路横断図、各種工法図、公共施設等用地帰属図、求積図表、水理計算書、調整池計算書、擁壁計算書
維持課	設計説明書、位置図、公図の写し、土地利用計画平面図、造成計画平面図、造成計画縦断図、造成計画横断図、給水計画平面図、排水計画平面図、排水施設縦断図、調整池計画平面図、調整池断面図、公園計画平面図、道路縦断図、道路横断図、各種工法図、公共施設等用地帰属図、求積図表、水理計算書、調整池検討書、擁壁計算書
基盤整備課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図
農林水産課	設計説明書、位置図、公図の写し、土地利用計画平面図、造成計画平面図、造成計画縦断図、造成計画横断図、排水計画平面図、各種工法図、水理計算書、調整池計算書、擁壁計算書
消防課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図、給水計画平面図、各種工法図（消防水利に関するものに限る。）、求積図表
上水道課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図、給水計画平面図、道路横断図、各種工法図（上水道施設に関するものに限る。）、求積図表
環境課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図

ごみ減量課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図、各種工法図 (ごみ集積場及び資源ステーションに関するものに限る。)、求積図表
農業委員会事務局	設計説明書、位置図、公図の写し、土地利用計画平面図
文化政策課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図
下水道施設管理課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図、排水計画平面図、排水施設縦断図、道路縦断図、道路横断図、各種工法図(下水道施設に関するものに限る。)、求積図表
学校教育課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図
各総合支所 生活福祉課	設計説明書、位置図、土地利用計画平面図

※農林水産課について、放流先が農業施設でない場合、排水計画平面図、水理計算書、調整池計算書を省略することができる。新設する擁壁が農地又は農業施設に隣接しない場合は、擁壁計算書を省略することができる。

※ごみ減量課について、ごみ集積場又は資源ステーション用地として市に帰属する土地がない場合は、求積図表を省略することができる。

※消防課について、消防施設用地として市に帰属する土地がない場合は、求積図表を省略することができる。

各図書の記載事項等

	図書の名称	縮尺の目安	備考
1	設計説明書		
2	位置図	1/2500	・ 消防水利の位置及び包含円を明記する。 ・ 開発区域からの雨水・汚水の放流経路を青線で明記する。
3	委任状		
4	公図の写し		以下の項目を記入する。 開発区域境界の赤線、区域外工事のハッチング、開発区域内の土地所有者および地目、開発区域に接する土地（要綱第2条第4項第2号）の居住者または耕作者
5	現況写真		・ 開発区域の境界を赤線で明記する。 ・ 開発区域の状況が確認できるものを2方向以上から撮影し、位置図又は現況図に撮影方向を記入する。
6	現況図	1/500	・ 開発区域の境界を赤線で明記する。
7	土地利用計画 平面図	1/500	・ 開発区域の境界を赤線で明記する。 ・ 開発区域の接する道路の幅員及び建築基準法上の種別（建築基準法第42条第1項第1号に該当するときは、道路の名称）を記入する。
8	造成計画平面図	1/500	
9	造成計画断面図	縦 1/100 横 1/300	・ 土質及び勾配を明記する。
10	造成計画横断面図	1/100	・ 同上
11	給水計画平面図	1/500	・ 新設消防水利の位置を明記する。 ・ 既設道路を加工するときは、舗装復旧範囲を明記する。

12	排水計画平面図	1/500	・現地貯留式調整池を設けるときは、その範囲を明記する。 ・既設道路を加工するときは、舗装復旧範囲を明記する。
13	排水施設縦断図	縦 1/100 横 1/300	
14	調整池計画平面図	1/250	
15	調整池断面図	1/100	
16	公園計画平面図	1/250	
17	道路縦断図	縦 1/100 横 1/300	
18	道路横断図	1/100	・標準断面には舗装構成及び地下埋設物を明記する。
19	各種工法図	1/20	・擁壁の工法図には、根入深さ、基礎及び背面の土質を明記する。
20	公共施設等 用地帰属図	1/500	・用地帰属先、管理者を明記する。 (市が管理者の場合は、課名まで明記) ・市に帰属する土地を着色する。
21	求積図表		・各宅地、公共公益的施設ごとの区画割、面積を明記する。
22	水理計算書		・放流先の流下能力も調査すること。
23	調整池計算書		
24	擁壁計算書		宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年 1 月 30 日政令第 16 号）第 17 条の規定による大臣の認定を受けた擁壁を使用するときは、認定書の写しで代えることができる。

※本表に記載されていない事項は、三重県が公開する設計図書等の作成要領を

準用する。

別表 4（第 10 条関係）

公共施設の管理者

施 設 の 種 別	管 理 者	備 考
道路・通路	伊勢市（維持課）	
公園・広場	同上	日常の清掃及び除草については、事業者にて行うものとする。
緑地	同上	帰属を受けたものであっても、日常の清掃及び除草については、事業者にて行うものとする。
調整池	同上	市以外が管理者となるときは、管理に関する覚書（様式第 8 号）を締結するものとする。
排水路	同上	
消火栓・防火水槽	伊勢市 （消防本部）	民有地に設置されるものは除く。
上水道	伊勢市 （上水道課）	水道事業管理者である市長が別に定めるところによる。
下水道	伊勢市（下水道 施設管理課）	下水道事業管理者である市長が別に定めるところによる。

公益的施設の管理者

施 設 の 種 別	管 理 者	備 考
ごみ集積場	事業者	ごみかごを含む。
資源ステーション	同上	資源ごみ集積庫を含む。

※事業者は、あらかじめ、管理を受けることとなる者の了解を得た場合に限り、公共施設等の管理を地元町会等の第三者に属することができる。

公共施設の用に供する土地の帰属先

施 設 の 種 別	帰 属 先	備 考
道路・通路	伊勢市（維持課）	道路後退部又は隅切部で、市の所有する道路（市に帰属される道路を含む。）に接しないものは除く。 原則、フットパスは帰属の対象としない。
公園・広場	同上	
緑地	同上	次に掲げる条件を全て満たすものに限る。 （１） 勾配が２％以内 （２） 緑地区画の面積が 90 平方メートル以上 （３） 国、県又は市が所管する道路（国、県又は市に帰属される道路を含む。）に間口 4 m 以上接していること
調整池	同上	住宅（長屋住宅及び共同住宅は除く。）の建築の用に供する目的で行なう開発行為によるものに限る。
排水路	同上	管理上支障がないものに限る。

公益的施設の用に供する土地の帰属先

施 設 の 種 別	帰 属 先	備 考
ごみ集積場	伊勢市 （ごみ減量課）	住宅（長屋住宅及び共同住宅は除く。）の建築の用に供する目的で行なう開発行為によるものに限る。
資源ステーション	同上	同上